

2009.3.19
2009.6.22 修正

会員出版社各位

日本書籍出版協会
知的財産権委員会

Google ブック検索訴訟和解の件についての 補足説明

Google ブック検索訴訟和解の件につきましては、2月20日付で当協会文書『Google とアメリカ作家組合、アメリカ出版協会会員社との和解について』（以下「2/20 文書」）を会員出版社様宛てにお送りしています（IPA 報告書および質疑事項回答とともに当協会ホームページにも掲載）。

出版社がこの件でとりうる対応の選択肢はすべて、「2/20 文書」においてお示しし、今後もその選択肢が変わることはありません（ただし、訴訟和解への参加拒否および異議の申し立て期限は当初の5月5日から4ヵ月延長され、本年9月4日となりました。これに伴い、6月11日に予定されていた南ニューヨーク地区連邦地方裁判所における公聴会も10月7日に延期されました。）。

では、(1) いったいどの選択肢をとるのが出版社にとって最も有利であるのか、(2) 自社の出版物が、グーグルにスキャンされてデジタル化されているのか否かをどうやって知るのか、(3) 出版社がどのような選択肢をとるかを著者に確認すべきなのか、といった点については、各社によってご理解がまちまちかと存じますので、これらの点について、当協会知的財産権委員会幹事会での検討等を踏まえて、以下に補足説明したいと存じます。

(1) 出版社にとってどの選択肢が最も有利か

選択肢は大きく分ければ、「和解に参加する」か「和解参加を拒否する」かの二つです。

本年9月4日までに和解拒否の手続きをしなければ、つまり何もしなければ、自動的に和解参加となります。和解に参加した場合は、期限までに請求すれば、解決金（一時金）を受け取ることや、書籍のスキャンデータをデータベースから削除させること、まだデジタル化されていない書籍をスキャンさせないこと（以下、を合わせて「除去」という）が可能です。表示使用だけを停止することは和解成立後いつでも可能です。使用を続けさせる場合には、解決金（一時金）とは別に購読や広告の収益から分配を受けることもできます。

一方、和解参加を拒否する場合は、その旨を本年9月4日までに和解管理者に通知しなければなりません。この場合は、以後この件についてグーグルおよび和解管理者と交渉する道は一切閉ざされてしまいます。その結果として、スキャンデータの取り扱いについては将来にわたって何ら関わることができなくなってしまいます（もちろん、米国でグーグルを相手取って新たな訴訟を提起する方策は残されます）。

なお、今回の和解そのものについて異議を申し立てることもできます。その場合、本年9月4日以前に米国の裁判所（南ニューヨーク地区連邦地方裁判所）等に、書面で提出します。また、同裁判所にて本年10月7日に開催される公正公聴会で発言すること

も可能です。

知的財産権委員会幹事会における検討では、「和解拒否は現実的ではない」という意見が大勢を占めました（明確に和解を拒否するとの意見はありませんでした）。

当協会としては、グーグルの事業に肯定的な立場の社にとっても批判的な立場の社にとっても、まずは和解への参加が妥当であると考えます。書籍を除去すべきかどうか、表示使用から除外すべきかどうかについては、各社（各著作権者）により考え方が異なりますが、いずれの対応をとるにしても和解することが前提となります。

なお、和解に参加しても、グーグル日本法人と各出版社が契約して行っているブック検索事業には、何ら影響を与えるものではありません。

（２）自社の出版物が、グーグルにスキャンされてデジタル化されているのか否かをどうやって知るのか

今回の訴訟和解は、2009年1月5日までに出版されたすべての書籍が対象ですが、Googleによってリストアップされた書籍およびすでにデジタル化された書籍の一覧につきましては、和解管理者のサイトで確認できます（別紙「各出版社別 デジタル化書籍一覧 検索手順」参照）。和解後、リストアップされていない書籍についても、リストに追加して除去要請することも可能です。

（３）出版社がどのような選択肢をとるかを著者に確認すべきか

出版契約書において電子化や公衆送信等の二次的使用について出版社が著者から委任を受けている場合や、著作権を持っていない出版社が、このグーグル和解の件に著者の窓口等の形で関与する場合は、和解参加や和解拒否の判断、解決金（一時金）の受取、書籍の除去や表示使用からの除外の要請をするかどうかについて、各著者（著作権者）の意思も尊重すべきものと考えます。

その場合、2009年1月5日までに自社で出版した書籍の著者（著作権者）に対しては、連絡のとれる方にだけでも通知をすることが望ましい場合もあると思われます（「和解を拒否する」場合は、手続きの期限が本年9月4日までとなっております）。

また、解決金（一時金）の請求は、和解が米国の裁判所で認められてから（本年10月7日以降）2010年1月5日までの間に、和解管理者に対し行うこととなります。

和解契約書案では、刊行中の書籍についての解決金（一時金）は出版社にまとめて支払われることとなっておりますが、日本文藝家協会は会員作家や権利委託者の分を代理して一括請求することとしています。出版社が窓口となって解決金（一時金）を一括して受け取り著者と分け合うか、あるいは、著者自ら和解管理者に請求いただき著者に直接支払ってもらうかについては、今後の情報や状況をみながら、著者と各出版社との契約や取り決めにより、各社でご判断下さい。

また、和解後、書籍を除去するかどうか、表示使用から除外するかどうかについても、著者の意思に任せ著者自身で対応していただくか、著者の意思を尊重しながら出版社が判断して対応するか等、各社でご判断下さい。

書籍の除去請求の期限は、2011年4月5日までとなっておりますが、表示使用からの除外については、いつでも請求が可能となっております。

ご不明の点は、和解管理者宛にメール BookSettlement_ja@RustConsulting.com で、直接日本語でお問い合わせいただけます。

以 上

グーグル・ブック検索

各出版社別 デジタル化書籍 検索手順

2009年1月5日までに発行されたすべての書籍が今回の和解対象ですが、自社の出版物が実際にグーグルにスキャンされデジタル化されているかどうかを知るのに、最も効率的であると当協会が現在考えている方法は、下記の通りです。

「Google ブック検索和解」(日本語) サイト <http://www.googlebooksettlement.com/> で

【書籍および挿入物について申し立てを行う】

をクリックする(実際に申し立てを行わなくても、検索結果や一覧表を入手可能です)

ここで「パブリッシャー」のところをマークし、情報を入力してアカウントを作成する
(メールで確認コードが送られてくるので、入力します)

「アカウントにログイン」からログインする

「申し立てを行った書籍および挿入物の管理」に進み、ページ左上の申し立てフォーム「検索と申し立て」あるいはページ右下の「検索して申し立てを行う」をクリックする

「書籍および挿入物を検索して権利の申し立てを行うためのツール」に進み、上から2番目の「書籍を検索」にマークして「次へ」をクリックする

「パブリッシャーまたは出版事項」の欄に出版社名を日本語(社名が3文字以内の社は、社名の後にスペースを入力し、4文字以上になるようにしてください)かローマ字で入力して「検索」をクリックする(著者名や書名でも検索できます)

「検索結果」が表示され、さらにページの左下の、「結果をスプレッドシートとしてダウンロード」をクリックすると、一覧表がエクセルで出てくる(保存可能。シートの項目の「デジタル化の状況」が「はい」となっているものは、すでにデジタル化された書籍です)

なお、書協の場合、パブリッシャー欄に「日本書籍出版協会」と入力して検索すると38件、「Nihon Shoseki Shuppan Kyōkai」だと90件、「Nihon Shoseki Shuppan Kyokai」だと11件表示されます。

つまり、入力する表記によって、検索結果が異なります。グーグルは、ローマ字表記において基本的に、長音は母音字の上に ` (上棒線)をつけているようですのでご注意ください。

母音の上に引く棒線の入力方法ですが、IME ツールバーからIMEパッドを呼び出して「文字一覧」でUnicodeを選択します。この中の「ラテン拡張A」で探すと「Ō ō Ū ū」等があります。

以上

【お問合せ】書協調査部(樋口、川又、小杉)電話03 3268 1303